

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1) 法令の概要及び記載例

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

違反の対象	違反の有無
①第3条	耕作目的で農地の権利移動をする際は農業委員会の許可が必要です。
②第4条	農地を耕作目的以外で利用する際には農業委員会の許可が必要です。
③第5条	農地を耕作目的以外で利用し、かつ権利移動を伴う際には農業委員会の許可が必要です。
④第42条	病害虫の発生などの理由により周辺の営農環境に支障が出た場合、原因となる農地の所有者等は、市町村長の命令に基づき、対策や対処する必要があります。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58条)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2	農用地区域内の農地において開発行為を行う場合には、あらかじめ県知事の許可を受ける必要があります。
②第15条の3	県知事の許可なく農用地区域内の開発を行ったり、虚偽の申請で許可を受けたりした場合には、県知事の命令に基づき、その農地を復旧する必要があります。

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害	自分が育成した品種を品種登録した場合、その品種は自分が独占して栽培することができ(第25条)、その権利は同じ形質を持つものにも及びます(第20条)。

(4) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条	下に掲げる項目の表示された農薬又は指定農薬以外の農薬を使用してはいけません。 ①登録番号 ②登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度 ③内容量 ④登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法 ⑤水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字 ⑥人畜に有害な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法 ⑦生活環境動植物に有害な農薬については、その旨 ⑧引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨 ⑨農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項(⑥に掲げる事項を除く。) ⑩農薬の製造上の名称及び所在地 ⑪最終有効年月

2 1で「有」の場合

違反の時期	
令和〇年〇月	自己所有地にその土地が農地と知らずに車庫を建築した。

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	理由
有 ・ 無	令和〇年〇月、機械が壊れてしまったため、3条許可で取得した農地を同年内に貸し付けた。